

北九州市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第42号

北九州市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市営住宅条例施行規則（平成9年北九州市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第7条第5項」を「第7条第6項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第43号

北九州市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則

北九州市予防接種健康被害調査委員会規則（平成24年北九州市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第11条第1項」を「第15条第1項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第44号

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（平成4年北九州市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第1条」を「第1条の3」に、「附近見取図」を「付近見取図」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市安全・安心条例検討委員会規則をここに公布する。

平成25年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第45号

北九州市安全・安心条例検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、付属機関の設置に関する条例（昭和38年北九州市条例第97号）第3条の規定に基づき、北九州市安全・安心条例検討委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、安全で安心なまちづくりに関する条例の制定について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、

その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民文化スポーツ局において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月26日

北九州市長 北橋健治

北九州市規則第46号

単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則（昭和41年北九州市規則第37号）の一部を次のように改正する。

付則に次の5項を加える。

（平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間の給与の特例）

- 12 第2条に規定する給料表の適用を受ける職員（任期付短時間勤務職員を除く。）の平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）の各月分の給料の額については、第2条及び第4条から第4条の3までの規定にかかわらず、これらの規定による給料の額から、当該額に、当該職員の属する次の表の左欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

職務の級	割合
2級以下	100分の4.87
3級	100分の6.87
4級	100分の7.87

- 13 再任用職員及び第4条の3の規定の適用を受ける職員で次の表の左欄に掲げる職務の級に属するものに係る前項の規定の適用については、当該者に係る同項の規定による割合にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職務の級に応じそれぞれ右欄に定める割合とする。

職務の級	割合
3級	100分の4.87

4 級	1 0 0 分の 6 . 8 7
-----	------------------

- 1 4 任期付短時間勤務職員の特例期間における各月分の給料月額については、第 2 条及び第 4 条の 2 の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額から、当該給料月額に 1 0 0 分の 4 . 8 7 を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 1 5 特例期間における期末手当及び勤勉手当の額については、第 9 条の規定にかかわらず、それぞれ同条の規定による期末手当又は勤勉手当の額（その算定の基礎となる給料の月額は、前 3 項の規定による減額前の額とする。）から、当該期末手当又は勤勉手当の額に 1 0 0 分の 9 . 8 7 を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ減じた額とする。
- 1 6 付則第 1 2 項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成25年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
542	清水下 到津1 号線	前	北九州市小倉北区清水二丁目57番1地先から 北九州市小倉北区清水三丁目17番2地先まで	26.5 ↘ 53.5	24.0
		後	北九州市小倉北区清水二丁目58番1地先から 北九州市小倉北区清水三丁目17番2地先まで	26.5 ↘ 34.0	24.0



北九州市公告第479号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、北九州市農業振興地域整備計画を変更するので、同条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、変更後の農業振興地域整備計画案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

## 1 変更の内容

### (1) 農用地区域への編入

小倉南区大字長行1906番地、1912番地、1913番地1、1913番地2、1917番地、1918番地、1919番地、2025番地、2027番地、2028番地、2029番地及び2030番地。

小倉南区高野六丁目1920番地、1921番地、1922番地、1923番地、1924番地、1925番地、1926番地、1927番地、1928番地、1931番地、1936番地、1937番地、1938番地、1939番地、1940番地、1941番地、1942番地1、1942番地2、1943番地、1944番地、1945番地、1946番地、1947番地1、1947番地2、1948番地、1949番地、1950番地、1951番地1、1951番地2、1954番地1、1954番地2、1956番地、1957番地1、1958番地、1959番地、1960番地、1961番地、1962番地、1963番地、1964番地、1970番地1、1970番地6、1971番地、1972番地、1973番地、1974番地、1975番地、1976番地、1979番地、1985番地1、2017番地、2018番地、2019番地、2020番地、2021番地、2022番地、2023番地、2024番地、2035番地、2036番地、2040番地、2041番地、2042番地、2043番地、2044番地、2045番地、2046番地及び2047番地。

小倉南区大字市丸357番地1、358番地1、359番地1、360番地1、365番地、366番地、374番地1、378番地、380番地、381番地、383番地、384番地、387番地、388番地、389番地、391番地1及び391番地2。

### (2) 農用地区域からの除外

八幡西区楠北三丁目2554番地1の一部及び2554番地2の一部。

2 変更後の農業振興地域整備計画案の縦覧期間

平成25年6月26日から同年7月26日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）。

3 変更後の農業振興地域整備計画案の縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局農林水産部農林課

4 意見書の提出について

本市の区域内に住所を有する者は、上記縦覧期間満了の日までに、変更後の農業振興地域整備計画案について、本市に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書は、要旨を取りまとめ処理結果を公告する。

5 異議の申出について

農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他土地に関し権利を有する者は、変更後の農用地利用計画案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に本市にこれを申し出ることができる。

北九州市公告第480号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量  
家庭ごみ及び資源化物収集用指定袋 1, 330万枚
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市契約室契約課  
北九州市小倉北区域内1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年6月18日
- 4 落札者の名称及び住所  
ワールドパック株式会社  
愛媛県今治市拝志14番22号
- 5 落札金額  
6, 767万7, 750円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成25年5月24日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第482号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成25年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市門司区大字吉志1975番5、1975番9から1975番13まで、1977番12及び1977番16から1977番20まで	福岡県中間市大字下大隈1111番地の10 株式会社エパーグリーン 代表取締役 永野久枝
北九州市若松区大字大鳥居139番1及び141番1	福岡市博多区三筑一丁目5番8号 株式会社ウエスト 代表取締役 若山和夫
北九州市小倉南区沼本町二丁目855番1、857番3及び880番	北九州市八幡東区春の町五丁目1番41号 株式会社オークラ 代表取締役 長富 敬
北九州市小倉南区上石田三丁目1209番1、1209番4のうち及び1210番1	北九州市小倉南区下石田一丁目7番20号 林田幸年

北九州市上下水道局管理規程第14号

北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年6月26日

北九州市上下水道局長 富増健次

北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

付則に次の7項を加える。

（平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間の給与の特例）

- 5 第2条に規定する給料表の適用を受ける職員（任期付短時間勤務職員を除く。）の平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）の各月分の給料の額については、第2条から第8条の2まで及び北九州市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成18年北九州市水道局管理規程第4号）付則第10項から第12項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料の額から、当該額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号給の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」といい、次項から付則第8項までに規定する割合を含む。）を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

給料表	職務の級又は号給	割合
給料表（1）	1級	100分の4.87
	2級	100分の6.87
	3級及び4級	100分の7.87
	5級以上	100分の9.87
給料表（2）	2級以下	100分の4.87
	3級	100分の6.87

	4 級	1 0 0 分の 7. 8 7
給料表 ( 3 )	4 号 給 以 下	1 0 0 分の 7. 8 7
	5 号 給 以 上	1 0 0 分の 9. 8 7

- 6 再任用職員、第4条の2第2項に規定する育児短時間勤務職員等となる者及び再任用短時間勤務職員で次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受けるもののうち、同表の中欄に掲げる職務の級に属する者に係る前項の規定の適用については、当該者に係る同項の規定による割合にかかわらず、次の表の左欄に掲げる給料表及び中欄に掲げる職務の級に応じそれぞれ右欄に定める割合とする。

給料表	職務の級	割合
給料表 ( 1 )	2 級	1 0 0 分の 4. 8 7
	3 級	1 0 0 分の 6. 8 7
給料表 ( 2 )	3 級	1 0 0 分の 4. 8 7
	4 級	1 0 0 分の 6. 8 7

- 7 任期付短時間勤務職員の特例期間における各月分の給料月額については、第2条及び第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額から、当該給料月額に100分の4.87を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 8 特定任期付職員のうち第8条の2第2項の規定による給料月額の適用を受ける者の特例期間における各月分の給料月額については、第8条の2の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額から、当該給料月額に100分の9.87を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 9 特例期間における次の各号に掲げる手当の額については、第10条、第12条の2第2項から第4項まで、第23条、第24条及び第25条の規定にかかわらず、それぞれこれらの規定による手当の額（第12条の2第2項が

ら第4項まで、第23条、第24条及び第25条の規定によるそれぞれの手当の額の算定の基礎となる給料の月額は、それぞれ付則第5項から前項までの規定による減額前の額とする。)から、当該各号に定める額に相当する額をそれぞれ減じた額とする。

(1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(2) 地域手当 当該職員の給料の月額(付則第5項から前項までの規定による減額前の額をいう。)に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(3) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額(その算定の基礎となる給料の月額は、付則第5項から前項までの規定による減額前の額とする。)に100分の9.87を乗じて得た額

(4) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額(その算定の基礎となる給料の月額は、付則第5項から第7項までの規定による減額前の額とする。)に100分の9.87を乗じて得た額

10 特例期間における時間給については、第21条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額(その算定の基礎となる給料の月額は、付則第5項から第7項までの規定による減額前の額とする。)から、当該職員の給料の月額(付則第5項から第7項までの規定による減額前の額をいう。)及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(端数計算)

11 付則第5項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

付 則

この規程は、平成25年6月26日から施行する。

北九州市交通局管理規程第2号

北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年6月26日

北九州市交通局長 白 杉 優 明

北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

北九州市交通局企業職員の給与に関する規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

付則に次の8項を加える。

（平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間の給与の特例措置）

- 18 第2条各号に掲げる給料表の適用を受ける職員（任期付短時間勤務職員を除き、同条第2号に掲げる給料表の適用を受ける職員にあつては、再任用職員、第4条の2第3項に規定する育児短時間勤務職員等となる者及び再任用短時間勤務職員に限る。）の平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）の各月分の給料の額については、第2条から第7条の2まで、第9条及び北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成18年北九州市交通局管理規程第1号）付則第10項から第12項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料の額から、当該額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号給の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」といい、次項から付則第22項までに規定する割合を含む。）を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

給料表	職務の級又は号給	割合
企業職給料表（一）	1級	100分の4.87
	2級	100分の6.87
	3級及び4級	100分の7.87
	5級以上	100分の9.87
企業職給料表（二）	3級以下	100分の4.87
	4級	100分の6.87
企業職特定任期付職員給料表	4号給以下	100分の7.87
	5号給以上	100分の9.87

- 19 再任用職員、第4条の2第3項に規定する育児短時間勤務職員等となる



者及び再任用短時間勤務職員で、第2条第1号に掲げる給料表の適用を受けるもののうち、次の表の左欄に掲げる職務の級に属する者に係る前項の規定の適用については、当該者に係る同項の規定による割合にかかわらず、同表の左欄に掲げる職務の級に応じそれぞれ右欄に定める割合とする。

職務の級	割合
2級	100分の4.87
3級	100分の6.87

20 任期付短時間勤務職員の特例期間における各月分の給料月額については、第2条、第4条の2及び第9条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額から、当該給料月額に100分の4.87を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

21 特定任期付職員のうち第7条の2第2項の規定による給料月額の適用を受ける者の特例期間における各月分の給料月額については、第7条の2及び第9条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額から、当該給料月額に100分の9.87を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

22 北九州市交通局就業規程等の一部を改正する規程（平成23年北九州市交通局管理規程第1号。以下「一部改正規程」という。）付則別表の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が4級である者の特例期間における各月分の給料の額については、一部改正規程付則第2項の規定にかかわらず、同項の規定による当該職員の給料の額から、当該額に100分の0.87を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

23 第2条各号に掲げる給料表の適用を受ける職員（同条第2号に掲げる給料表の適用を受ける職員にあつては、再任用職員、第4条の2第3項に規定する育児短時間勤務職員等となる者及び再任用短時間勤務職員に限る。）及び一部改正規程付則別表の適用を受ける職員の特例期間における次の各号に掲げる手当の額については、第10条、第13条第2項及び第3項、第27条並びに第29条の規定にかかわらず、それぞれこれらの規定による手当の額（第13条第2項及び第3項、第27条並びに第29条の規定によるそれぞれの手当の額の算定の基礎となる給料の月額は、それぞれ付則第18項から前項までの規定による減額前の額とする。）から、当該各号に定める額に相当する額をそれぞれ減じた額とする。

(1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(2) 地域手当 当該職員の給料の月額（付則第18項から前項までの規定による減額前の額をいう。）に対する地域手当の月額に当該職員の支給

減額率を乗じて得た額及び管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(3) 期末手当 第2条第1号に掲げる給料表の適用を受ける職員及び同条第2号に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員、第4条の2第3項に規定する育児短時間勤務職員等となる者及び再任用短時間勤務職員に限る。）が受けるべき期末手当の額（その算定の基礎となる給料の月額は、付則第18項から前項までの規定による減額前の額とする。）にあっては当該額に100分の9.87を乗じて得た額、一部改正規程付則別表の適用を受ける職員が受けるべき期末手当の額（その算定の基礎となる給料の月額は、付則第18項から前項までの規定による減額前の額とする。）にあっては当該額に100分の2.87を乗じて得た額

(4) 勤勉手当 第2条第1号に掲げる給料表の適用を受ける職員及び同条第2号に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員、第4条の2第3項に規定する育児短時間勤務職員等となる者及び再任用短時間勤務職員に限る。）が受けるべき勤勉手当の額（その算定の基礎となる給料の月額は、付則第18項から前項までの規定による減額前の額とする。）にあっては当該額に100分の9.87を乗じて得た額、一部改正規程付則別表の適用を受ける職員が受けるべき勤勉手当の額（その算定の基礎となる給料の月額は、付則第18項から前項までの規定による減額前の額とする。）にあっては当該額に100分の2.87を乗じて得た額

24 特例期間においては、条例第16条並びに第21条、第21条の2及び第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第19条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額（その算定の基礎となる給料の月額は、付則第18項から前項までの規定による減額前の額とする。）から、当該職員の給料の月額（付則第18項から前項までの規定による減額前の額をいう。）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ減じた額とする。

25 付則第18項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### 付 則

この規程は、平成25年6月26日から施行する。

北九州市病院局管理規程第5号

北九州市病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年6月26日

北九州市病院局長 江 本 均

北九州市病院局職員給与規程の一部を改正する規程

北九州市病院局職員給与規程（昭和43年北九州市病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

付則に次の10項を加える。

（平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における給与の特例）

- 16 第2条各号に掲げる給料表の適用を受ける職員（任期付短時間勤務職員を除く。）の平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）の各月分の給料の額については、第2条から第4条の4まで及び北九州市病院局職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年北九州市病院局管理規程第1号）付則第10項から第12項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料の額から、当該額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号給の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」といい、次項から付則第19項までに規定する割合を含む。）を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

給料表	職務の級又は号給	割合
一般職給料表	1級	100分の4.87
	2級	100分の6.87
	3級及び4級	100分の7.87
	5級以上	100分の9.87
医療職給料表（1）	2級以下	100分の7.87
	3級以上	100分の9.87
医療職給料表（2）	1級	100分の4.87
	2級	100分の6.87
	3級及び4級	100分の7.87
	5級	100分の9.87

医療職給料表（３）	１級	１００分の４．８７
	２級	１００分の６．８７
	３級及び４級	１００分の７．８７
	５級以上	１００分の９．８７
特定任期付職員給料表	４号給以下	１００分の７．８７
	５号給以上	１００分の９．８７

17 医療職給料表（３）の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が２級である者で１号給から１０号給までのいずれかの給料月額を適用を受けるものに係る前項の規定の適用については、同項の表の右欄中「１００分の６．８７」とあるのは、「１００分の４．８７」とする。

18 再任用職員、第４条の２第２項に規定する育児短時間勤務職員等となる者及び再任用短時間勤務職員で次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受けるもののうち、同表の中欄に掲げる職務の級に属する者に係る付則第１６項の規定の適用については、当該者に係る同項の規定による割合にかかわらず、次の表の左欄に掲げる給料表及び中欄に掲げる職務の級に応じそれぞれ右欄に定める割合とする。

給料表	職務の級	割合
一般職給料表	２級	１００分の４．８７
	３級	１００分の６．８７
医療職給料表（２）	２級	１００分の４．８７
	３級	１００分の６．８７
医療職給料表（３）	２級	１００分の４．８７
	３級	１００分の６．８７

19 任期付短時間勤務職員の特例期間における各月分の給料月額については、第２条及び第４条の２の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額から、当該給料月額に１００分の４．８７を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

20 特例期間における地域手当の月額は、第６条の規定にかかわらず、同条の規定による地域手当の額（当該額の算定の基礎となる給料の月額は付則第１６項から前項までの規定による減額前の額とする。）から当該職員の給料の月額（付則第１６項から前項までの規定による減額前の額とする。）に対

する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

21 特例期間においては、条例第8条、第10条及び第11条に規定する手当の額の算出基礎となる勤務1時間当たりの給与額並びに条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第9条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額（その算定の基礎となる給料の月額は、付則第16項から第19項までの規定による減額前の額とする。）から、当該職員の給料の月額（付則第16項から第19項までの規定による減額前の額とする。）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ減じた額とする。

22 特例期間における付則第15項の規定による管理職手当の額については、同項の規定にかかわらず、同項の規定による管理職手当の額（当該額の算定の基礎となる時間外勤務手当の月額の算定に当たっては、前項の規定を適用するものとする。）から当該管理職手当の額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

23 付則第16項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

24 特例期間において新たに職員となった者のうち、医療職給料表（2）又は医療職給料表（3）の適用を受けることとなった職員（管理者が別に定める職員を除く。次項において「特例職員」という。）については、付則第16項から前項までの規定を適用しない。

25 特例職員の特例期間における管理職手当、期末手当及び勤勉手当に関しては、第10条の規定にかかわらず、北九州市職員の給与の特例に関する条例（平成25年北九州市条例第20号）の規定の適用を受けないものとした場合における給与条例別表第5のイ 医療職給料表（2）又はウ 医療職給料表（3）の適用を受ける職員の例による。

#### 付 則

この規程は、平成25年6月26日から施行する。